

維新の会は、2016年に「憲法改正原案」を発表し、21年総選挙においては、憲法「改正」を公約に掲げました。具体的な改憲案は、①教育無償化②道州制③憲法裁判所です。

教育の無償化については、日本国憲法が26条2項において、「義務教育は、これを無償とする」と規定していること、「反対解釈」として、維新は、「幼児教育や高等教育は有償だ」と「解釈」するのでしよう。しかし、26条1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定しており、経済的理由で教育を受けられないという事態があってはならないのです。高等教育の無償化は憲法26条の趣旨に反するところか、むしろその趣旨を具体化するものです。幼児教育、高等教育の無償化に憲法改正は必

「自衛隊明記」提案、改憲・壊憲の先兵に

⑬ 日本維新の会の改憲論

ありません。

道州制については、憲法学説は、一般に、都道府県と市町村の2層制は立法政策の問題で、都道府県の廃止、道州制の導入は憲法上許容されると考えています。それゆえ、道州が「地方自治の本旨」に合致する「地方公共団体」としての性質を有していれば憲法に反しないといえ、道州制の導入に憲法改正の必要はありません。しかし、道州制は、住民に身近な自治体から財源、権限を奪い、州都に集中させ、基礎的自治体の社会保障、教育の後退をもたらす恐れがあります。

憲法裁判所の設置については、憲法学説上一般には、憲法改正が必要であると考えられています。憲法裁判所を導入すれば、憲法専門の裁判官が1審で審査することとなり、スピーディーに判決が出るなどといわれます。しかし、憲法裁判所

の裁判官の任命方式をどうするかが問題となります。維新の「憲法改正原案」によれば、「衆議院、参議院及び最高裁判所がそれぞれ4人を任命する」とされており、衆議院、参議院それぞれの多数派が任命するとすれば現状では多数派である自民党が任命することとなり、自民党が提出した法律に違憲判決を下すとは考えにくいです。判決はスピーディーに出されるでしょうが、スピーディーな違憲判決ではなく、スピーディーに合憲判決が下されるのが危惧されます。また、現状では、1審、2審でも違憲審査権を行使することができますが、憲法裁判所は1審にして終審の裁判所で、1審、2審の裁判所から違憲審査権が奪われることとなります。

維新は、この5月に9条に自衛隊を明記する改憲案を発表しました。今後、緊急事態条項についても改憲案を提出すると言っています。さらに、参院選の公約に、①GDP比2%への防衛費の増額②中距離ミサイル等新たな装備の拡充③核共有を含む拡大抑止に関する議論の開始④「専守防衛」の定義にある「必要最小限」に限るとの規定の見直しなどを掲げるといいます。維新は、まさに、改憲、壊憲の先兵の役割を果たしています。

(小松浩・立命館大学教授)

維新9条に自衛隊明記へ

核共有も公約へ

日本維新の会は18日、憲法9条に自衛隊を明記する憲法改正の条文メッセージを発表し、参院選公約に、大車拡や「核共有」の議論の開始などを明記する方向を検討していることを明らかにした。

実力組織としての自衛隊を保持する」と記している。藤田文武幹事長は同日の記者会見で、改憲の必要性について、「自衛隊を連憲発表し、参院選公約に、大車拡や「核共有」の議論の開始などを明記する方向を検討していることを明らかにした。

した主張の根拠を解消する必要がある」と説明。憲法審査会に議論を提起するつもりだ。

あわせて、党の安全保障政策に関わって、「積極防衛能力の整備のための具体策(案)として、①GDP(国内総生産)比2%を

「維新八策(選挙公約)」に記載する方向で文言を調整中だ。具体案として議論を進めている」と語りました。

への防衛費の増額②中距離ミサイル等新たな装備の拡充③核共有を含む拡大抑止に関する議論の開始④「専守防衛」の定義にある「必要最小限」に限るとの規定の見直しなどを掲げるといいます。維新は、まさに、改憲、壊憲の先兵の役割を果たしています。

維新の会が参院選公約に、9条への自衛隊明記や「核共有」議論の開始などを盛り込むことを報じる「しんぶん赤旗」(5月19日付)